

令和8年度山形県移住世帯向け食の支援事業（県産等食品詰合せ）

業務委託仕様書

1 業務の目的

県外から県内の市町村に移住した世帯に対し、予算の範囲内で、本県ならではの食品のセットを支給することにより、「食」の魅力を発信し、県内への移住を推進する。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日まで

3 予定数量

県外からの移住世帯に対する県産等食品詰合せの調達・配送 約500件

4 提供対象者

県外から県内市町村に移住した世帯

5 委託業務の内容

(1) 県外からの移住世帯に対し、本県の食の魅力が伝わるような食品を調達し、対象者ごとに梱包した上で、対象者の居宅へ配送する。

(2) 対象者へ支給する食品詰合せの内容は以下のとおりとする。

ア 山形県産の食品、又は県内の製造所（製造及び営業に関して、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けている製造所に限る。）で製造された食品とすること。

イ 詰合せの内容及び配送予定件数は次のとおりとすること。

世帯の区分	詰合せの内容	配送予定件数
二人以上の世帯	15,000円相当（消費税及び地方消費税を含まない）の食品	250件
単身世帯	14,000円相当（消費税及び地方消費税を含まない）の食品	250件

ウ 詰合せの構成内容は別紙のとおりとし、食品の内容については発注者と書面により協議の上決定すること。協議の際は、食品の種別（主食・おかず・菓子・飲料・その他）、製品名、1点あたりの内容量、製造業者名、製造所の所在市町村、製造日からの賞味期限の日数、単価、数量（二人以上の世帯・単身世帯別）、写真（表面及び裏面）を一覧等にして発注者あて提出すること。

エ 二人以上の世帯用と単身世帯用で食品の種類は原則同じものとし、数量で調整すること。

オ 米・味噌・醤油は含めないこと（対象者へ別途支給するため）。

カ 酒類は含めないこと。

- キ 配送完了までの日数を考慮し、賞味期限が約3か月以上の食品とすること。
 - ク 常温で保存可能な食品とすること。
 - ケ 調達の際は、特定の食品製造事業者には偏らないようにし、製造事業者は少なくとも5社以上とすること。
 - コ 食品表示が適正に記載されている食品とすること。
 - サ 安定的に調達が見込めること。
- (3) 食品の梱包については以下のとおりとする。
- ア 食品の梱包用段ボールを使用すること。
 - イ 発注者が作成した対象者あての通知を同封すること。
- (4) 食品詰合せの発送については以下のとおりとする。
- ア 発注者が提供した対象者の情報に基づき、対象者への配送を行うこと。
 - イ 自社配送か委託配送かは問わないが、委託配送の際は、配送委託先について事前に発注者あて書面により協議し、承認を得ること。
 - ウ 受注者は、月ごとの配送実績等に関する報告書を、配送が確認できる書類とともに発注者に提出すること。
 - エ 対象者の不在により配送完了が見込めなくなった場合は、速やかに発注者あて連絡し、対応を協議すること。
 - オ 対象者の都合等により返送があった場合は、発注者あて協議すること。

6 特記事項

- (1) 本業務の実施により取得した情報（個人情報を含む）等については、すべて発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、山形県個人情報保護条例、個人情報保護法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、委託業務を行うに当たって、業務上知り得た秘密を洩らし、又は委託業務以外に利用することはできないものとする。委託事業終了後もまた同様とする。
- (4) 受注者は、委託業務を実施するにあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）に伴い生じた経費を負担するものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (6) 本業務に係る関係書類は、委託期間終了後5年間保存すること。

7 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者と協議するものとする。

詰合せの構成内容

以下を基準とし、食品の内容等を変えて詰合せを構成する場合は、県あて協議すること。

種別	梱包する品目	内容	梱包する数量（各種別の合計数）		商品1点あたりの内容量 ※以下と同等の内容量とすること
			二人以上世帯	単身世帯	
主食 (注1)	2種以上	そば、うどん等の乾麺	5点以上	4点以上	そば（乾麺）の場合：180g/袋 うどん（乾麺）の場合：260g/袋
おかず	5種以上	芋煮・加工肉等のレトルト、味付き玉こんにゃく	12点以上	11点以上	芋煮のレトルトの場合：320g/袋 加工肉のレトルトの場合：180g/袋 味付き玉こんにゃく8個入り/袋
菓子	2種以上	せんべい、豆菓子	3点以上	2点以上	せんべいの場合：48g/袋 豆菓子の場合：146g/袋（個袋込）
飲料	1種以上	県産果物のジュース	1点以上	1点以上	缶ジュースの場合：160g/缶×8缶
その他 (注2)	1種以上	おつまみ等	1点以上	1点以上	おつまみの場合：102g/箱

(注1) 米を除く

(注2) 味噌及び醤油を除く

【参考例】県が想定している詰合せ（単身世帯の場合）のイメージ

商品名	数量
酒井製麺 山形名物冷たい肉そば 90g×2人前	2
みうら食品 とろろ入りひっぱりうどん 260g	2
まるい食品 山形の芋煮 醤油味 1パック	3
まるい食品 山形の芋煮 味噌味 1パック	3
平田牧場 日本の米育ち三元豚一本角煮	2
平田牧場 日本の米育ち三元豚一本焼豚	2
ヤマコン味付玉こんにゃく個包装	1
酒田米菓 オランダせんべい 2枚×10袋	1
でん六 小袋でん六豆 146g	1
山形代表ギフトセット 8缶	1
ヤガイ おやつカルパスBOX 102g	1